

名古屋市地域防災計画

— 原子力災害対策計画編 —

＜令和 8 年 6 月 修正案＞

名古屋市防災会議

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
第 1 章 災害応急対策計画				
1		第1節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 1～2 (略) 表1 (略) 9 図1 防護措置実施のフローの例 12	第1節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 1～2 (略) 表1 (略) 図1 防護措置実施のフローの例 ※2 対象とする者は19歳未満の者、妊婦・授乳婦等とする。	原子力災害対策指針の改正に伴う修正

原子力災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』令和4年4月6日)	(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』令和7年10月3日)	
10	表2	各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 1 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力 <u>(追加)</u> 株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 警戒事態を判断する EAL <u>(⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</u> 1 (略) ②原子炉の運転中に保安規定 <u>(炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ)</u> で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③～⑦ (略) ⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室 <u>(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38</u>	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 1 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力 <u>ホールディングス</u> 株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 警戒事態を判断するEAL <u>(削除)</u> ① (略) ②原子炉の運転中に保安規定 <u>(削除)</u> で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③～⑦ (略) ⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室 <u>(削除)</u> からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨～⑬（略） <u>⑭東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</u> <u>⑮（略）</u> <u>⑯（略）</u> <u>⑰</u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など <u>（追加）</u> 委員長 <u>（追加）</u> 又は <u>（追加）</u> 委員長代行 <u>（追加）</u> が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 （略）	⑨～⑬（略） <u>（削除）</u> <u>⑭（略）</u> <u>⑮（略）</u> <u>⑯</u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など <u>原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）</u> 又は <u>委員長の代行者（以下「委員長代行」という。）</u> が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 （略）	
13		全面緊急事態を判断する EAL ①～⑩（略） ⑪原子炉制御室 <u>及び</u> 原子炉制御室外操作盤室 <u>（追加）</u> が使用できなくなること <u>により原子炉を停止する機能及び冷温 停止状態を維持する機能が喪失すること</u>、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合 <u>において、原子炉制御室に設置する</u> 原子炉施設の状態を表示する <u>（追加）</u> 装置若しくは原子炉施設の異常を表示する <u>（追加）</u> 警報装置の <u>全ての機能が喪失すること</u>。	全面緊急事態を判断するEAL ①～⑩（略） ⑪原子炉制御室 <u>が使用できない場合に</u> 原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること <u>（削除）</u>、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に <u>（削除）</u> 原子炉施設の状態を表示する <u>全ての</u> 装置若しくは原子炉施設の異常を表示する <u>全ての</u> 警報装置 <u>（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）</u> が <u>使用できなくなる</u> こと。	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	16	2 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） （略） 全面緊急事態を判断する EAL ①～②（略） ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水 <u>ww</u>機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④～⑨（略） ⑩原子炉制御室 <u>及び</u>原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること <u>により、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること</u>、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に <u>において、原子炉制御室に設置する</u>原子炉施設の状態を表示する <u>（追加）</u> 装置若しくは原子炉施設の異常を表示する <u>（追加）</u> 警報装置 <u>の全ての機能が喪失すること</u>。	2 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） （略） 全面緊急事態を判断する EAL c ①～②（略） ③③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水 <u>（削除）</u>機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④～⑨（略） ⑩原子炉制御室 <u>が使用できない場合に</u>原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること <u>（削除）</u>、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に <u>（削除）</u> 原子炉施設の状態を表示する <u>全ての</u> 装置若しくは原子炉施設の異常を表示する <u>全ての</u> 警報装置 <u>（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること</u>。	
	20	3～4（略） 5 実用発電用原子炉（東京電力 <u>（追加）</u> 株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第	3～4（略） 5 実用発電用原子炉（東京電力 <u>ホールディングス</u> 株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの 警戒事態を判断する EAL <u>(④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</u> ①～③ (略) <u>④東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</u> ⑤ (略) ⑥ (略) (略)	6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの 警戒事態を判断する EAL <u>(削除)</u> ①～③ (略) <u>(削除)</u> ④ (略) ⑤ (略) (略)	
	22	7 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。)であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの。) 警戒事態を判断する EAL <u>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡</u>	7 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。)であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの。) 警戒事態を判断する EAL <u>(削除)</u>	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</u> ①～⑦ (略) <u>⑧東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</u> <u>⑨</u> (略) <u>⑩</u> (略) <u>⑪</u> (略)	①～⑦ (略) <u>(削除)</u> <u>⑧</u> (略) <u>⑨</u> (略) <u>⑩</u> (略)	
	24	施設敷地緊急事態を判断する EAL ①～③ (略) ④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は<u>原子炉若しくは</u>使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	施設敷地緊急事態を判断するEAL ①～③ (略) ④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は<u>(削除)</u>使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	
	25	①～③ (略) ④原子炉制御室<u>及び</u>原子炉制御室外操作盤室 <u>(追加)</u>が使用できなくなることにより、<u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、</u>又は<u>原子炉若しくは</u>使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に<u>おいて、原子炉制御室に設置する</u>原子炉施設の状態を表示する <u>(追加)</u> 装置若しくは原子炉施設	①～③ (略) ④原子炉制御室が<u>使用できない場合に</u>原子炉制御室外操作盤室 (沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室) が使用できなくなること <u>(削除)</u>、又は <u>(削除)</u> 使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に <u>(削除)</u> 原子炉施設の状態を表示する <u>全ての</u> 装置若しくは原子炉施設の異常を表	

原子力災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	28	の異常を表示する <u>(追加) 警報装置の全ての機能が喪失すること。</u> (略) 9 原子炉の運転等のための施設（1 から 8 までに掲げるものを除く。） 警戒事態を判断する EAL <u>(③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</u> ①～② (略) <u>③東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</u> ④ (略) ⑤ (略) (出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』令和4年7月6日)	示する <u>全ての警報装置 (いずれも原子炉制御室 (沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室及び緊急時制御室) に設置されたものに限る。)</u> が <u>使用できなくなる</u> こと。 (略) 9 原子炉の運転等のための施設（1 から 8 までに掲げるものを除く。） 警戒事態を判断する EAL <u>(削除)</u> ①～② (略) <u>(削除)</u> ③ (略) ④ (略) (出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』令和7年10月3日)	
2	39	第4節 核燃料物質等の輸送中の事故による応急対策 第1～第13 (略) 第14 輻輳対策 <u>西日本電信電話</u>株式会社、KDDI 株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	第4節 核燃料物質等の輸送中の事故による応急対策 第1～第13 (略) 第14 輻輳対策 <u>NTT西日本</u>株式会社、KDDI 株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	社名変更に伴う修正

原子力災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
3	46	第5節 県外の原子力発電所等における異常時対策 第1～第14（略） 第15 輻輳対策 <u>西日本電信電話</u>株式会社、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	第5節 県外の原子力発電所等における異常時対策 第1～第14（略） 第15 輻輳対策 <u>NTT西日本</u>株式会社、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	社名変更に伴う修正
第2章 災害復旧計画				
4	52	第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害） 第1～第5（略） 第6 被災中小企業等に対する支援 原子力による直接被害や風評被害により影響を受けた中小企業等を支援するため、市は、国、県及び関係機関と連携するとともに、必要に応じ、「経営安定<u>基金</u>」等の融資制度の実施により、中小企業の実情に応じた資金繰り支援を行うこととする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。 （略）	第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害） 第1～第5（略） 第6 被災中小企業等に対する支援 原子力による直接被害や風評被害により影響を受けた中小企業等を支援するため、市は、国、県及び関係機関と連携するとともに、必要に応じ、「経営安定<u>資金</u>」等の融資制度の実施により、中小企業の実情に応じた資金繰り支援を行うこととする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。 （略）	表記の整理
	53	付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 ※愛知県地域防災計画より一部抜粋 （略） ・県外からの避難者の受入に係る、<u>避難先</u>及び<u>進入ルート</u>等の調整	付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 ※愛知県地域防災計画より一部抜粋 （略） ・県外からの避難者の受入に係る、<u>避難経由所</u>及び<u>指定避難所</u>等の調整	原子力災害対策指針及び愛知県地域防災計画の改正に伴う修正

原子力災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		※原子力規制委員会（原子力災害対策指針：平成29年3月22日）における今後の検討課題 ・<u>発電用原子炉以外のEALの在り方</u> ・<u>IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方</u>や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方	※原子力規制委員会（原子力災害対策指針：令和7年10月3日）における今後の検討課題 ・<u>(削除)</u> ・<u>(削除)</u> OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方	